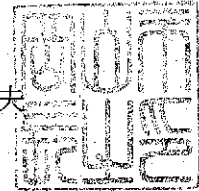


岡山市告示第 812 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年9月8日岡山市告示第632号により指定した区域について解除する。

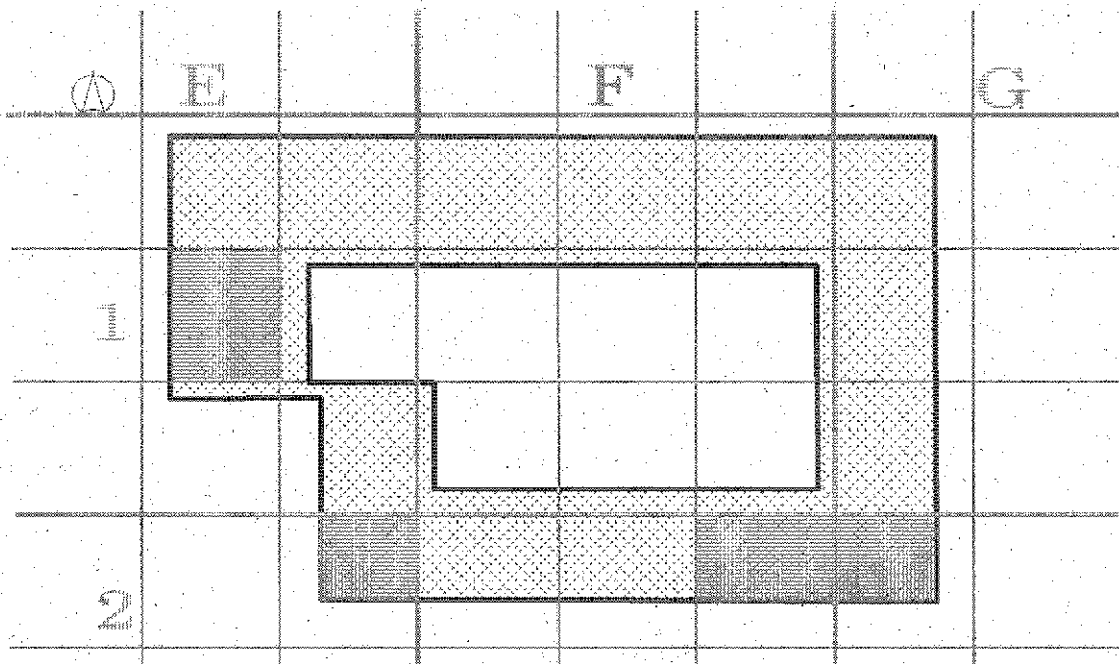
令和 4年 12月 15日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
岡山市北区津島中三丁目1001番の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(別図) 指定を解除する形質変更時要届出区域



凡例

- : 調査対象地
- : 指定を解除する形質変更時要届出区域

- (1) 既往土壌調査の起点 (北緯34度41分18秒 東経133度55分20秒) を使用し、単位区画を設定している
- (2) 格子の回転はしていない